

熊本市公報

第 1349 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○特定計量器の定期検査 (告示第 130 号)	241
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (告示第 131 号)	241
○障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定 (告示第 132 号)	242
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者等の廃止 (告示第 133 号)	242
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (告示第 134 号)	242
○放置自転車の売却等 (告示第 135 号)	242
○放置自転車の売却等 (告示第 136 号)	243
○放置自転車の移動及び保管 (告示第 137 号)	243
○市道の区域変更 (告示第 138 号)	244
○市道の供用開始 (告示第 139 号)	245
○市道の供用開始 (告示第 140 号)	245
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 142 号)	245
○放置自動車防止条例に基づく廃物等の認定 (告示第 145 号)	246
○放置自動車防止条例に基づく廃物等の認定 (告示第 146 号)	246
○放置自動車防止条例に基づく廃物等の認定 (告示第 147 号)	247
○介護保険法による指定居宅サービスの廃止 (告示第 148 号)	247
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定 (告示第 149 号)	247
○第 2 8 回熊本市都市計画審議会の開催 (告示第 150 号)	248
○平成 2 4 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達 (告示第 151 号)	248
○平成 2 4 年度介護保険料督促状の公示送達 (告示第 152 号)	248
○平成 2 4 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (告示第 153 号)	249
○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 (告示第 154 号)	249
○利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等 (告示第 155 号)	250
○感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順 (告示第 156 号)	251
○熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第 10 条の規定に基づき、市長が定める有料老人ホーム (告示第 157 号)	252
○送迎に要する費用を受領できない場合 (告示第 158 号)	252
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 159 号)	252
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 161 号)	253
○平成 2 4 年度介護保険料納付通知書の公示送達 (告示第 162 号)	253
○交付要求通知書の公示送達 (告示第 164 号)	254
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 165 号)	254
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 166 号)	255

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者等の廃止（告示第 167 号）	255
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 168 号）	255
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 169 号）	259
公 告	
○地籍調査の実施（公告第 182 号）	256
○地籍調査の実施（公告第 183 号）	256
○地籍調査の実施（公告第 184 号）	257
○平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（個別健診）業務委託実施機関の募集 （公告第 187 号）	257
○平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（個別健診）業務委託実施機関の募集（公告第 188 号）	260
○平成 25 年度熊本市国民健康保険特定保健指導業務委託実施機関の募集（公告第 189 号）	263
○平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（集団健診）業務委託機関の募集 （公告第 190 号）	265
○平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（集団健診）業務委託機関の募集（公告第 191 号）	268
○開発行為に関する工事の完了（公告第 192 号）	270
○開発行為に関する工事の完了（公告第 193 号）	271
○都市公園の供用開始（公告第 194 号）	271
○開発行為に関する工事の完了（公告第 198 号）	271
○開発行為に関する工事の完了（公告第 199 号）	272
○開発行為に関する工事の完了（公告第 204 号）	272
○開発行為に関する工事の完了（公告第 207 号）	272
○開発行為に関する工事の完了（公告第 208 号）	272
○開発行為に関する工事の完了（公告第 209 号）	273
○平成 24 年度熊本市農用地利用集積計画（公告第 210 号）	273
○開発行為に関する工事の完了（公告第 218 号）	273
○開発行為に関する工事の完了（公告第 219 号）	273
○開発行為に関する工事の完了（公告第 220 号）	274
○換価財産の最高価申込者の決定（公告第 221 号）	274
○城南農業振興地域整備計画の変更（公告第 224 号）	274
○都市公園の供用開始（公告第 225 号）	275
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 3 号）	275
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 2 号）	275
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 1 号）	276
上下水道局	
○公共下水道の供用開始（上下水道局告示第 13 号）	276
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 14 号）	277
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 15 号）	277

○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 16 号）	277
------------------------------------	-----

告 示

告示第 1 3 0 号

平成 2 5 年 3 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
4 月 9 日（火）	植木公民館田底分館（田底公民館）
	吉松小学校・田底小学校
4 月 1 0 日（水）	北区役所 公用車駐車場
	山東小学校・山本小学校・植木小学校
4 月 1 1 日（木）	桜井小学校体育館
	桜井小学校・田原小学校・菱形小学校

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午まで
午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

- ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- エ 特定計量器の数が多いため又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 2 5 年 4 月 1 日（月）から平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日（金）まで

告示第 1 3 1 号

平成 2 5 年 3 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類

437010 9326	居宅介護支援センター 保田窪 熊本市東区保田窪三丁目 13番地66	株式会社真和福祉会 熊本県宇城市松橋町久具99番 地 代表取締役 田端 誠四郎	平成25年 3月1日	居宅介護支 援
----------------	--	--	---------------	------------

告示第 132 号

平成 25 年 3 月 1 日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 事業所の名称及び所在地
ゆたか学園相談支援センター 熊本市西区中島町1874
- 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 西部福祉会 熊本市西区中島町1874
理事長 古川 鈴哉
- 指定年月日
平成25年3月1日

告示第 133 号

平成 25 年 3 月 1 日

介護保険法第82条第2項の規定による届出がされたので、同法第85条及び同法施行規則第133条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在 地	申請者及び主たる事務所の所 在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種 類
4372500 829	むすび 熊本市北区植木町宮原 576番地3	合同会社むすび 熊本市北区植木町宮原576 番地3 代表社員 浅川 幸子	平成25年 3月31日	居宅介護支援

告示第 134 号

平成 25 年 3 月 1 日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	あいあい薬局	熊本市中央区帯山一丁目2 4-25	平成25年3月1日 ～ 平成31年2月28日

告示第 135 号

平成 25 年 3 月 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行

うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 3 月 4 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 102 台

告示第 136 号

平成 25 年 3 月 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 3 月 4 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 105 台

告示第 137 号

平成 25 年 3 月 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 25 年 2 月 2 日 中央区春日八丁目 4、中央区南熊本三丁目 12
 - イ 平成 25 年 2 月 4 日 新市街エリア、銀座通り、手取エリア、並木坂、中央区黒髪二丁目 18、東区東町一丁目 1
 - ウ 平成 25 年 2 月 5 日 武蔵塚駅周辺、東区東本町 11、東区小峯二丁目 9
 - エ 平成 25 年 2 月 6 日 手取エリア、中央区水道町、銀座通り、新市街エリア、南区田迎二丁目 8、東区山ノ神一丁目 6
 - オ 平成 25 年 2 月 7 日 中央区平成三丁目 8、手取エリア、銀座通り、上通り、辛島エリア
 - カ 平成 25 年 2 月 12 日 並木坂、手取エリア、辛島エリア、新市街エリア
 - キ 平成 25 年 2 月 13 日 手取エリア、新市街エリア、上通エリア、銀座通り、中央区九品寺二丁目 2、東区東本町 11
 - ク 平成 25 年 2 月 14 日 南区富合町木原 88
 - ケ 平成 25 年 2 月 15 日 新市街エリア、銀座通り、手取エリア、中央区水道町、中央区出水五丁目 17
 - コ 平成 25 年 2 月 18 日 中央区八王寺町 2、中央区水道町、銀座通り、新市街エリア、中央区大江二丁目、手取エリア
 - サ 平成 25 年 2 月 20 日 上通り駐輪場、辛島エリア、新市街エリア、並木坂、手取エリア
 - シ 平成 25 年 2 月 21 日 中央区大江五丁目 1、新市街エリア、手取エリア、辛島エリア、銀

座通り

ス 平成25年2月22日 中央区白山一丁目10

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成25年6月1日まで

2 移動・保管台数

自転車 269台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所

熊本市南区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第138号

平成25年3月1日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
17-75	野口町荒尾 町第3号線	南区荒尾一丁目1721番3地先から 南区荒尾三丁目2009番地先まで	旧	2.7 ～ 3.3	340.0
		南区荒尾一丁目1721番3地先から 南区荒尾三丁目2009番地先まで	新	3.5 ～ 10.2	340.0
17-79	荒尾1丁目 第1号線	南区荒尾一丁目1938番地先から 南区荒尾一丁目1709番1地先まで	旧	2.7 ～ 5.5	243.5
		南区荒尾一丁目1938番地先から 南区荒尾一丁目1709番1地先まで	新	7.6 ～ 26.0	243.5

17-82	荒尾町第4号線	南区荒尾三丁目2005番地先から 南区荒尾一丁目1683番2地先まで	旧	3.5 ～ 6.3	263.9
		南区荒尾三丁目2005番地先から 南区荒尾一丁目1683番1地先まで	新	4.3 ～ 22.0	263.9

告 示 第 1 3 9 号

平成 25 年 3 月 1 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）同法第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
6-462	春日2丁目第13号線	西区春日二丁目659番1地先から 西区春日二丁目558番4地先まで	平成25年3月1日

告 示 第 1 4 0 号

平成 25 年 3 月 1 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）同法第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
6-175	春日2丁目第2号線	西区春日二丁目716番3地先から 西区春日二丁目708番1地先まで	平成25年3月1日

告 示 第 1 4 2 号

平成 25 年 3 月 5 日

介護保険法第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

43701 09334	野尻会 デイサービス しん まち 熊本市中央区新町四丁目2番 18 明八ビル1階	医療法人野尻会 熊本市中央区新町四丁目7番22号 理事長 野尻 明弘	平成25年 3月5日	通所介護
43701 09334	野尻会 デイサービス しん まち 熊本市中央区新町四丁目2番 18 明八ビル1階	医療法人野尻会 熊本市中央区新町四丁目7番22号 理事長 野尻 明弘	平成25年 3月5日	介護予防 通所介護

告示第 145 号

平成 25 年 3 月 8 日

熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例30号）第17条第2項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 放置場所	熊本市南区幸田二丁目4番1号 (幸田総合出張所駐車場)				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
	トヨタ カローラ	普通車	黒	熊本市501 ね2778	AE100- 0303743
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分頃				
4 保管場所	熊本市				
5 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2362				

告示第 146 号

平成 25 年 3 月 8 日

熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例30号）第17条第2項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 放置場所	熊本市中央区帯山一丁目35番地先 (帯山2号歩道橋下)				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
	スズキ レッツII	原付	黒	熊本市 え91733	CA1PA- 269868
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分頃				
4 保管場所	熊本市				
5 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2362				

告示第 147 号

平成 25 年 3 月 8 日

熊本市放置自動車防止条例（平成 14 年条例 30 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 幸山政史

1 放置場所	熊本市南区富合町（旧富合総合支所雁回館）				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
	ホンダ レッツⅡ	原付	黒	不知火町 と 303	不明
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分 項				
4 保管場所	熊本市				
5 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 電話番号 096-328-2111 内線 2362				

告示第 148 号

平成 25 年 3 月 8 日

介護保険法第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370108 328	ヘルパーステーション さくら 熊本市中央区帯山四丁目 3-15	ホスピタルサービス有限会社 熊本市中央区帯山四丁目 3-15 代表取締役 田代 京子	平成 25 年 3 月 31 日	訪問介護 介護予防訪問介護

告示第 149 号

平成 25 年 3 月 11 日

介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
439010 1279	つどい処 愛和 熊本市北区龍田八丁目 20 番 95 号	特定非営利活動法人 ライフサポート龍田 熊本市北区龍田弓削一丁目 14 番 71 号 理事長 市原 孝行	平成 25 年 3 月 10 日	小規模多機能 型居宅介護
439010 1279	つどい処 愛和 熊本市北区龍田八丁目 20 番 95 号	特定非営利活動法人 ライフサポート龍田 熊本市北区龍田弓削一丁目 14 番 71 号 理事長 市原 孝行	平成 25 年 3 月 10 日	介護予防小規模多機能型居宅介護

告 示 第 1 5 0 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

第 2 8 回熊本市都市計画審議会の開催にあたり、熊本市都市計画審議会傍聴実施要領第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開催日
平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 会場
熊本市役所 1 4 階大ホール
- 3 付議予定案件
熊本都市計画下水道の変更 (熊本公共下水道)
熊本都市計画地区計画の決定 (佐土原 3 丁目地区地区計画)
熊本都市計画地区計画の決定 (近見 6 丁目地区地区計画)
熊本都市計画地区計画の決定 (楠 6 丁目地区地区計画)
- 4 意見聴取予定案件等
第 2 次熊本市都市マスタープラン (地域別構想) について 等
- 5 傍聴申込手続き
 - (1) 申込期限 平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金)
 - (2) 申込先 熊本市都市建設局都市政策課
 - (3) 定員 1 0 人 (申込人数が定員を超える場合は公開抽選)

告 示 第 1 5 1 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号) 第 1 1 2 条において準用する地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)
平成 2 4 年度	1 月期	1 6 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 5 年 3 月 2 1 日

告 示 第 1 5 2 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 1 4 3 条において準用する地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 2 0 条の 2、及び熊本市介護保険条例 (平成 1 2 年条例第 5 号) 第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)
平成 2 4 年度	1 月期	1 5 6 人
	1 2 月期	3 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 3 月 21 日

告 示 第 1 5 3 号

平成 25 年 3 月 11 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	1 月期	798 人
	1 2 月期	9 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 3 月 21 日

告 示 第 1 5 4 号

平成 25 年 3 月 11 日

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 85 号）第 103 条第 4 項、第 154 条第 4 項、第 173 条第 4 項、第 193 条第 4 項及び第 208 条第 4 項、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 86 号）第 69 条第 4 項、第 91 条第 4 項、第 158 条第 4 項及び第 183 条第 4 項、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 87 号）第 13 条第 4 項及び第 47 条第 4 項、熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 88 号）第 13 条第 4 項及び第 46 条第 4 項、熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 89 号）第 14 条第 4 項及び第 47 条第 4 項、熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 90 号）第 101 条第 4 項、第 136 条第 4 項、第 156 条第 4 項、第 177 条第 4 項及び第 193 条第 4 項並びに熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 91 号）第 22 条第 4 項及び第 53 条第 4 項の規定に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 85 号）第 103 条第 4 項、第 154 条第 4 項、第 173 条第 4 項、第 193 条第 4 項及び第 208 条第 4 項、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 86 号）第 69 条第 4 項、第 91 条第 4 項、第 158 条第 4 項及び第 183 条第 4 項、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 87 号）第 13 条第 4 項及び第 47 条第 4 項、熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 88 号）第 13 条第 4 項及び第 46 条第 4 項、熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24

年条例第 89 号) 第 14 条第 4 項及び第 47 条第 4 項、熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 90 号) 第 101 条第 4 項、第 136 条第 4 項、第 156 条第 4 項、第 177 条第 4 項及び第 193 条第 4 項並びに熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 91 号) 第 22 条第 4 項及び第 53 条第 4 項に規定する費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 (平成 17 年厚生労働省告示第 419 号) の例による。

告 示 第 1 5 5 号

平成 25 年 3 月 11 日

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 85 号) 第 154 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 173 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 193 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 208 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 86 号) 第 158 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 183 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 87 号) 第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 47 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 88 号) 第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 46 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 89 号) 第 14 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 47 条第 3 項第 3 号及び第 4 号並びに熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 90 号) 第 136 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 156 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 177 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 193 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 85 号) 第 154 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 173 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 193 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 208 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 86 号) 第 158 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 183 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 87 号) 第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 47 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 88 号) 第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 46 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 89 号) 第 14 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 47 条第 3 項第 3 号及び第 4 号並びに熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 90 号) 第 136 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 156 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 177 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 193 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定する利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等 (平成 12 年厚生省告示第 123 号) の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号イ(2)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第 1 2 1 条第 2 項	熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 5 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第 1 4 8 条第 2 項
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第 1 2 9 条第 2 項	熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 2 4 年条例第 9 0 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第 1 3 0 条第 2 項
第 1 号イ(3)	指定居宅サービス基準第 1 2 1 条第 2 項	指定居宅サービス等基準条例第 1 4 8 条第 2 項
	指定介護予防サービス基準第 1 2 9 条第 2 項	指定介護予防サービス等基準条例第 1 3 0 条第 2 項

告 示 第 1 5 6 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 2 号)第 2 6 条第 2 項第 4 号、熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 3 号)第 2 4 条第 2 項第 4 号、熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 4 号)第 2 6 条第 2 項第 4 号、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 6 号)第 1 7 3 条第 2 項第 4 号、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 7 号)第 3 2 条第 2 項第 4 号、熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 8 号)第 3 2 条第 2 項第 4 号及び熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 9 号)第 3 1 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順を次のとおり定め、平成 2 5 年 4 月 1 日より適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 2 号)第 2 6 条第 2 項第 4 号、熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 3 号)第 2 4 条第 2 項第 4 号、熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 4 号)第 2 6 条第 2 項第 4 号、熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 6 号)第 1 7 3 条第 2 項第 4 号、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 7 号)第 3 2 条第 2 項第 4 号、熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 8 号)第 3 2 条第 2 項第 4 号及び熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 8 9 号)第 3 1 条第 2 項第 4 号に規定する感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成 1 8 年厚生労働省告示第 2 6

8号) の例による。

告 示 第 1 5 7 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 8 5 号）附則第 1 0 条の規定に基づき、市長が定める有料老人ホームを次のとおり定め、平成 2 5 年 4 月 1 日より適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第 1 0 条の規定に基づき、市長が定める有料老人ホーム

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 8 5 号）附則第 1 0 条に規定する市長が定める有料老人ホームは、厚生労働大臣が定める有料老人ホーム（平成 1 2 年厚生省告示第 4 8 号）に規定する有料老人ホームとする。

告 示 第 1 5 8 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 8 5 号）第 1 5 4 条第 3 項第 5 号、第 1 7 3 条第 3 項第 5 号、第 1 9 3 条第 3 項第 5 号及び第 2 0 8 条第 3 項第 5 号並びに熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 9 0 号）第 1 3 6 条第 3 項第 5 号、第 1 5 6 条第 3 項第 5 号、第 1 7 7 条第 3 項第 5 号及び第 1 9 3 条第 3 項第 5 号の規定に基づき、送迎に要する費用を受領できない場合として市長が定める場合を次のとおり定め、平成 2 5 年 4 月 1 日より適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

送迎に要する費用を受領できない場合

次の各号に掲げる規定に基づき送迎に要する費用を受領できない場合として市長が定める場合は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 8 5 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 1 5 4 条第 3 項第 5 号及び第 1 7 3 条第 3 項第 5 号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号。以下「指定居宅サービス費用額基準」という。）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の 8 の注 8
- (2) 指定居宅サービス等基準条例第 1 9 3 条第 3 項第 5 号及び第 2 0 8 条第 3 項第 5 号 指定居宅サービス費用額基準別表の 9 のイの注 1 2、ロの注 1 0、ハの注 8 及びニの注 5
- (3) 熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 9 0 号。「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 1 3 6 条第 3 項第 5 号及び第 1 5 6 条第 3 項第 5 号 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号。以下「指定介護予防サービス費用額基準」）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の 8 の注 6
- (4) 指定介護予防サービス等基準条例第 1 7 7 条第 3 項第 5 号及び第 1 9 3 条第 3 項第 5 号 指定介護予防サービス費用額基準別表の 9 のイの注 8、ロの注 8、ハの注 6 及びニの注 3

告 示 第 1 5 9 号

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした新区

から、同条 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「鶴田 義臣 下益城郡富合町大字新 4 6 番地 2」を「渡邊 欽也 熊本市富合町新 6 5 1 番地」に改める。

告 示 第 1 6 1 号

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 2 5 年 2 月 2 5 日 手取エリア、上通り、新市街エリア、銀座通り、中央区帯山一丁目 5
- イ 平成 2 5 年 2 月 2 6 日 銀座通り、中央区壺川一丁目 1、手取エリア、中央区新市街
- ウ 平成 2 5 年 2 月 2 7 日 健軍ピアクレス
- エ 平成 2 5 年 2 月 2 8 日 中央区城見町、手取エリア、中央区水道町、銀座通り、新市街エリア
- オ 平成 2 5 年 3 月 1 日 上通り、並木坂、中央区水道町、手取エリア、銀座通り、辛島エリア、北区貢町
- カ 平成 2 5 年 3 月 4 日 中央区練兵町、中央区水道町、手取エリア、辛島エリア、新市街エリア、銀座通り、並木坂、上通り
- キ 平成 2 5 年 3 月 5 日 東区若葉六丁目 2、中央区水前寺四丁目 6、手取エリア、南区富合町木原、新市街エリア、辛島エリア、上通り、銀座通り、中央区水道町

(2) 保管の場所 平成第二自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 5 年 6 月 1 3 日まで

2 移動・保管台数

自転車 1 7 5 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第二自転車保管所

熊本市南区平成二丁目 2 3 5 番（平成跨線橋下）

告 示 第 1 6 2 号

平成 25 年 3 月 12 日

平成 24 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 24 年度	介護保険料	2 月期	平成 25 年 4 月 1 日	公示送達者 7 人
		3 月期	平成 25 年 4 月 1 日	(登載省略)

告示第 164 号

平成 25 年 3 月 13 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条第 2 項及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項及び第 373 条第 7 項の規定に基づく交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達する書類名

交付要求通知書

告示第 165 号

平成 25 年 3 月 13 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした新区自治会から、同条 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

名称

「新区」を「新区自治会」に改める。

目的

「この地縁団体は、下益城郡富合町新区の住民相互の連絡環境の整備、集合施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

- (1) 住民相互の連絡
- (2) 環境の整備及び維持管理
- (3) 不動産又は不動産に関する権利の維持管理
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動」を

「本会は、熊本市南区富合町新区の区域住民相互の連絡、環境の整備、集合施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住民相互の連絡
- (2) 環境の整備及び維持管理

- (3) 不動産又は不動産に関する権利の維持管理
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動
- (5) その他本会の目的を達成するための事業」に改める。

区域

「本区の区域は、下益城郡富合町のうち新区の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区富合町新 7 4 番地 1 から 6 7 6 番地 9、清藤 4 4 5 番地 1、田尻 2 3 5 番地 3 から 2 9 4 番地 6、榎津 4 9 6 番地 1 から 4 9 6 番地 4、平原 4 6 番地 1 から 7 7 番地 2 までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「本区の事務所は、新区公民館に置く」を「本会の事務所は、新区公民館（熊本市南区富合町新 6 1 9 番地 3）に置く。」に改める。

代表者の住所

「熊本市富合町新 6 5 1 番地」を「熊本市南区富合町新 6 5 1 番地」に改める。

告 示 第 1 6 6 号

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 9 3 4 2	上通りデイサービス 熊本市中央区南坪井町 1 番 2 9 号高千穂荘 1 階	株式会社ハンズ 熊本市中央区南坪井町 1 番 2 9 号 代表取締役 岩上 明治	平成 2 5 年 3 月 1 5 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 3 4 2	上通りデイサービス 熊本市中央区南坪井町 1 番 2 9 号高千穂荘 1 階	株式会社ハンズ 熊本市中央区南坪井町 1 番 2 9 号 代表取締役 岩上 明治	平成 2 5 年 3 月 1 5 日	介護予防通所介護

告 示 第 1 6 7 号

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 2 6 6 9	居宅介護支援事業所つばさ 熊本市東区新外三丁目 1 番 6 号	有限会社ハートフルサポート 熊本市東区新外三丁目 1 番 6 号 代表取締役 橋口 一博	平成 2 5 年 3 月 3 1 日	居宅介護支援

告 示 第 1 6 8 号

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09359	デイサービスしんしん 熊本市北区龍田弓削一丁目16番38号	株式会社グローバル介護サービス 熊本市北区龍田弓削一丁目16番38号 代表取締役 白石 尊康	平成25年 3月15日	通所介護

告示第169号

平成25年3月15日

平成24年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 465件 |
| (2) 固定資産税 | 108件 |
| (3) 市県民税（特別徴収） | 5件 |
| (4) 法人市民税 | 1件 |

公 告

公告第182号

平成25年3月1日

熊本市北区植木町色出の一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案

2 閲覧期間 平成25年3月2日から平成25年3月21日まで 20日間

3 閲覧場所

色出公民館 大会議室（3月4日から3月7日まで）

熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班（3月8日から3月21日まで）

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 閲覧は、期間中毎日9時〔色出公民館においては9時30分〕から16時までの間とする。ただし、3月2・3・16・17・20日は除く。

公告第183号

平成25年3月1日

熊本市北区植木町大和の全部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び

簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 25 年 3 月 2 日から平成 25 年 3 月 21 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班（3 月 4 日から 3 月 11 日まで）
大和公民館 大会議室（3 月 12 日から 3 月 15 日まで）
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班（3 月 18 日から 3 月 21 日まで）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日 9 時〔大和公民館においては 9 時 30 分〕から 16 時までの間とする。ただし、3 月 2・3・16・17・20 日は除く。

公 告 第 1 8 4 号

平成 25 年 3 月 1 日

熊本市北区植木町木留の一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 25 年 3 月 2 日から平成 25 年 3 月 21 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班（3 月 4 日から 3 月 11 日まで）
大和公民館 大会議室（3 月 12 日から 3 月 15 日まで）
熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班（3 月 18 日から 3 月 21 日まで）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日 9 時〔大和公民館においては 9 時 30 分〕から 16 時までの間とする。ただし、3 月 2・3・16・17・20 日は除く。

公 告 第 1 8 7 号

平成 25 年 3 月 1 日

平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（個別健診）業務委託実施機関募集について、必要な事項を定めたので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 業務委託事項
 - (1) 委託業務名
平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（個別健診）業務委託
 - (2) 目的及び概要
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するため、特定健康診査で危険因子を早期発見し、必要な方に保健指導を実施し、対象者自ら

が生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

(3) 履行場所

熊本市内または熊本市に隣接する自治体区域内の特定健康診査受託医療機関等（特定健康診査実施機関）

(4) 履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉子ども局 国保年金課

電話 096-328-2290 FAX 096-324-0004

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則、熊本市業務委託契約等に係る平成 25・26 年度競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿（平成 25・26 年度）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等から暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 熊本市内または熊本市に隣接する自治体の区域内に実施場所を有すること。
- (7) 同時に募集している「平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（個別健診）業務委託」も受託できること。
- (8) 特定健康診査及び特定保健指導実施に関する基準第 16 号第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年省告示第 11 号）に規定される基準を満たすもの。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）及び「標準的な健診・特定保健指導プログラム（確定版）」を遵守して、特定健康診査を実施できること。
- (10) 特定健康診査の法定検査項目となっている基本的な健診の検査項目、医師の判断で実施する詳細な健診の検査項目（心電図検査、眼底検査、貧血検査）及び本市の追加健診の検査項目（ヘモグロビン A1c、血清クレアチニン、血清尿酸、尿潜血）について全て実施できる体制であること。

4 申請手続等

参加を希望する場合は、申請に必要な書類を 4(2)ウの参加申請受付期間中に提出すること。

なお、医師会を代表として契約を希望する医療機関は、医師会がとりまとめを行い提出すること

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成 25 年 3 月 1 日（金）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで、2 の担当部局で配布する。

（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

・担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 申請書類の提出方法等

受託希望者は、参加申請書及び参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、業務委託審査について市長の確認を受けなければならない。

提出方法については次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

(ア) 業務委託参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 業務委託参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 特定健康診査の外部委託基準に関する調書（様式第3号）

(エ) 見積書（様式第4号）

イ 提出期限

平成25年3月15日（金）午後5時まで

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

2の担当部局

オ 留意事項

様式については、参加申請書提出日時点において記載すること。

(3) 業務委託先決定の結果について

業務委託参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託先として資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託先の資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格のない旨を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成25年3月1日（金）から平成25年3月8日（金）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-324-0004

電子メール kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成25年3月11日（月）までに開始し、平成25年3月15日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

7 業務委託先決定方法

次に示す平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（個別健診）の基準単価以下で、申請者が価格設定を行い、見積書に記載し提出する。

業務委託参加資格の確認及び提出された見積書の提示額が基準単価以下であれば、委託先として決定する。

【平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（個別健診）基準単価】

- ・ 基本的な健診 7,610 円（全員実施）
- ・ 追加健診 130 円（全員実施）
- ・ 詳細な健診（医師の判断により実施）
- ・ 貧血検査 220 円 ・ 心電図検査 1,300 円 ・ 眼底検査 720 円

8 その他の留意事項

- (1) 当事業は、熊本市市議会平成 25 年第 1 回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 熊本市契約事務取扱規則第 22 条第 1 項の定めるところにより、受託者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、同規則第 22 条第 2 項第 1 号から第 8 号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (4) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

公 告 第 1 8 8 号

平成 25 年 3 月 1 日

平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（個別健診）業務委託実施機関募集について、必要な事項を定めたので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 業務委託事項

(1) 委託業務名

平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（個別健診）業務委託

(2) 目的及び概要

糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、重症化を予防することを目的とする後期高齢者医療健康診査を実施するもの。

(3) 履行場所

熊本市内または熊本市に隣接する自治体区域内の後期高齢者医療健康診査医療機関等（後期高齢者医療健康診査実施機関）

(4) 履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市健康福祉子ども局 国保年金課

電話 096-328-2290 FAX 096-324-0004

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則、熊本市業務委託契約等に係る平成 25・26 年度競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿（平成 25・26 年度）に登録されている者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
 - (3) 熊本市が締結する契約等から暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
 - (4) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
 - (6) 熊本市内または熊本市に隣接する自治体区域内に実施場所を有すること。
 - (7) 同時に募集している「平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（個別健診）業務委託」も受託できること。
 - (8) 熊本県後期高齢者医療広域連合が定める基本的な健診の検査項目、医師の判断で実施する詳細な健診の検査項目（心電図検査・眼底検査）及び追加健診の検査項目（ヘモグロビン A1c、血清クレアチニン、血清尿酸、貧血検査・尿潜血）について全て実施できる態勢であること。
- 4 申請手続等
- 参加を希望する場合は、申請に必要な書類を 4(2)ウの参加申請受付期間中に提出すること。
なお、医師会を代表として契約を希望する医療機関は、医師会がとりまとめを行い提出すること。
- (1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法
平成 25 年 3 月 1 日（金）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで、2 の担当部局で配布する。
（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）
・担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。
 - (2) 申請書類の提出方法等
受託希望者は、参加申請書及び参加資格審査調査その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、業務委託審査について市長の確認を受けなければならない。
提出方法については次によるものとする。
 - ア 提出書類及び提出方法
持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。
 - (7) 業務委託参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - (4) 業務委託参加資格審査調査書（様式第 2 号）
 - (7) 見積書（様式第 3 号）
 - イ 提出期限
平成 25 年 3 月 15 日（金）午後 5 時まで
 - ウ 提出部数
1 部とする
 - エ 提出先
2 の担当部局
 - オ 留意事項
様式については、参加申請書提出日時点において記載すること。
 - (3) 業務委託先決定の結果について

業務委託参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託先として資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託先の資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格のない旨を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成25年3月1日（金）から平成25年3月15日（金）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-324-0004

電子メール kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成25年3月11日（月）間での開始し、平成25年3月15日（金）までとする。

イ 閲覧場所 2の担当部局

7 業務委託先決定方法

次に示す平成25年度後期高齢者医療健康診査（個別健診）の基準単価以下で申請者が価格設定を行い、見積書に記載し提出する。

業務委託参加資格の確認及び提出された見積書の提示額が基準単価以下であれば、委託先として決定する。

【平成25年度後期高齢者医療健康診査（個別健診）基準単価】

- ・ 基本的な健診 7,580円（全員実施）
- ・ 追加健診 380円（全員実施）
- ・ 詳細な健診（医師の判断により実施）
- ・ 心電図検査1,300円 ・ 眼底検査720円

8 その他の留意事項

- (1) 当事業は、熊本市市議会平成25年第1回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 熊本市契約事務取扱規則第22条第1項の定めるところにより、受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、同規則第22条第2項第1号から第8号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (4) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

公 告 第 1 8 9 号

平 成 2 5 年 3 月 1 日

平成 25 年度熊本市国民健康保険特定保健指導業務委託実施機関募集について、必要な事項を定めたので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 業務委託事項

(1) 委託業務名

平成 25 年度熊本市国民健康保険特定保健指導業務委託

(2) 目的及び概要

特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の危険性のある方、その予備群である方を対象に特定保健指導を実施する。

特定保健指導により、対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

(3) 履行場所

熊本市内の特定保健指導受託機関（実施機関）または、受託機関が指定した場所。

(4) 履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

ただし、上記期間中に初回面接を実施した者については、当該保健指導の終了する日までとする。

2 担当部局

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市健康福祉子ども局 国保年金課

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 2 9 0 FAX 0 9 6 - 3 2 4 - 0 0 0 4

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 同時募集の「平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査業務委託」及び「平成 25 年度後期高齢者医療健康診査業務委託」を受託希望せず、特定保健指導のみを受託希望の機関は、熊本市業務委託契約等に係る平成 25・26 年度競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿（平成 25・26 年度）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等から暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 熊本市内に事務所又は営業所及び実施場所を有すること。
- (7) 特定健康診査及び特定保健指導実施に関する基準第 16 号第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年省告示第 11 号）に規定される基準を満たすもの。
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）及び「標準的な健診・特

定保健指導プログラム（確定版）」を遵守して、特定保健指導を実施できること。

4 申請手続等

参加を希望する場合は、申請に必要な書類を 4(2)ウの参加申請受付期間中に提出すること。

なお、医師会を代表として契約を希望する医療機関は、医師会がとりまとめを行い提出すること。

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成 25 年 3 月 1 日（金）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで、2 の担当部局で配布する。
（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

・担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 申請書類の提出方法等

受託希望者は、参加申請書及び参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、業務委託審査について市長の確認を受けなければならない。

提出方法については次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

(ア) 業務委託参加資格確認申請書（様式第 1 号）

(イ) 業務委託参加資格審査調書（様式第 2 号）

(ウ) 特定保健指導の外部委託基準に関する調書（様式第 3 号）

(エ) 見積書（様式第 4 号）

(オ) 提案書「動機付け支援」（様式第 5 号）

(カ) 提案書「積極的支援」（様式第 6 号）

イ 提出期限

平成 25 年 3 月 15 日（金）午後 5 時まで

ウ 提出部数

1 部とする

エ 提出先

2 の担当部局

オ 留意事項

様式については、参加申請書提出日時点において記載すること。

(3) 業務委託先決定の結果について

業務委託参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託先として資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託先の資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格のない旨を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成 25 年 3 月 1 日（金）から平成 25 年 3 月 8 日（金）まで（休日を除く）の午前 9 時か

ら午後 5 時まで。

ウ 提出先

2 の担当部局

ファックス 096-324-0004

電子メール kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1) の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成 25 年 3 月 11 日 (月) までに開始し、平成 25 年 3 月 15 日 (金) までとする。

イ 閲覧場所

2 の担当部局

7 業務委託先決定方法

次に示す平成 25 年度特定保健指導の基準単価以下で、申請者が価格設定を行い、見積書に記載し提出する。

業務委託参加資格の審査・提案書の内容確認及び提出された見積書の提示額が基準単価以下であれば、委託先として決定する。

【平成 25 年度特定保健指導基準単価】

- ・ 動機付け支援 10,500 円
- ・ 積極的支援 24,500 円

8 その他の留意事項

(1) 当事業は、熊本市市議会平成 25 年第 1 回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 熊本市契約事務取扱規則第 22 条第 1 項の定めるところにより、受託者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、同規則第 22 条第 2 項第 1 号から第 8 号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(4) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

公 告 第 1 9 0 号

平成 25 年 3 月 1 日

平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査 (集団健診) 業務委託実施機関募集について、必要な事項を定めたので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 業務委託事項

(1) 委託業務名

平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査 (集団健診) 業務委託

(2) 目的及び概要

メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するため、特定健康診査で危険因子を早期発見し、対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

この特定健康診査 (以下「特定健診」という。) を集団方式により実施するもの。

(3) 履行場所

熊本市内（旧富合町、旧城南町及び旧植木町地域は除く）で実施可能な場所

(4) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉子ども局 国保年金課

電話 096-328-2290 FAX 096-324-0004

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則、熊本市業務委託契約等に係る平成25・26年度競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿（平成25・26年度）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等から暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 熊本市内に事務所又は営業所があり、1(3)に実施場所を有すること。
- (7) 同時に募集している「平成25年度後期高齢者医療健康診査（集団健診）業務委託」も受託できること。
- (8) 特定健康診査及び特定保健指導実施に関する基準第16号第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年省告示第11号）に規定される基準を満たすもの。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施基準（平成19年厚生労働省令第157号）及び「標準的な健診・特定保健指導プログラム（確定版）」を遵守して、特定健康診査を実施できること。
- (10) 特定健康診査の法定検査項目となっている基本的な健診の検査項目、医師の判断で実施する詳細な健診の検査項目（心電図検査、眼底検査、貧血検査）及び本市の追加健診の検査項目（ヘモグロビンA1c、血清クレアチニン、血清尿酸、尿潜血）について全て実施できる体制であること。

4 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成25年3月1日（金）から平成25年3月15日（金）まで、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

- ・ 担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。
- ・ 熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申請書類の提出方法等

本件参加希望者は、参加申請書及び参加資格審査調書並びに見積書等必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、市長の確認を受けなければならない。

提出方法については、次によるものとする。

ア 提出方法及び提出書類

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

- (7) 業務委託参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- (4) 業務委託参加資格審査調書（様式第 2 号）
- (7) 特定健康診査の外部委託基準に関する調書（様式第 3 号）
- (2) 提案書（様式第 4 号）
- (4) 独自検診内容表（様式第 5 号）
- (6) 見積書（様式第 6 号）

なお、(2)及び(4)の書類については、必要事項が記入してあれば、任意の書式で提出しても構わない。

イ 提出期限

平成 25 年 3 月 15 日（金）午後 5 時まで

ウ 提出部数

1 部とする

エ 提出先

2 の担当部局

オ 留意事項

申請書等については、提出日時点において記載すること。

(3) 業務委託先決定の通知について

業務委託先決定の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託先として資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託先の資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格のない旨を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成 25 年 3 月 1 日（火）から平成 25 年 3 月 8 日（金）まで（休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで。

ウ 提出先

2 の担当部局

ファックス 096-324-0004

電子メール kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成 25 年 3 月 11 日（月）までに開始し、平成 25 年 3 月 15 日（金）までとする。

イ 閲覧場所 2 の担当部局

7 業務委託先決定方法

特定健診の基本的な健診項目（追加健診の項目を含む）の単価（税込額）を記載し提出するもの

とする。

業務委託参加資格の確認及び見積書の提示額が予定価格以下であれば、委託先として決定する。
なお、詳細な健診の項目については単価を次のとおり設定し契約するものとする。

【平成 25 年度熊本市国民健康保険特定健康診査（集団健診）詳細な健診の項目基準単価】
詳細な健診の項目（医師の判断により実施）

・ 貧血検査 220 円 ・ 心電図検査 1,300 円 ・ 眼底検査 720 円

8 その他の留意事項

- (1) 当事業は、熊本市市議会平成 25 年第 1 回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 熊本市契約事務取扱規則第 22 条第 1 項の定めるところにより、受託者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時まで納付すること。ただし、同規則第 22 条第 2 項第 1 号から第 8 号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (4) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

公 告 第 1 9 1 号

平成 25 年 3 月 1 日

平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（集団健診）業務委託実施機関募集について、必要な事項を定めたので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 業務委託事項

(1) 委託業務名

平成 25 年度後期高齢者医療健康診査（集団健診）業務委託

(2) 目的及び概要

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 125 条第 1 項」及び「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 26 号）第 3 条第 1 項」に基づき、被保険者の健康の保持増進を目的とする。

この後期高齢者医療健康診査（以下「高齢者健診」という。）を集団方式により実施するもの。

(3) 履行場所

熊本市内（旧富合町、旧城南町及び旧植木町地域は除く）で実施可能な場所

(4) 履行期間

契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市健康福祉子ども局 国保年金課

電話 096-328-2290 FAX 096-324-0004

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則、熊本市業務委託契約等に係る平成 25・26 年度競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿（平成 25・26 年度）に登録されている者であるこ

と。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等から暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 熊本市内に事務所又は営業所があり、1(3)に実施場所を有すること。
- (7) 同時に募集している「平成25年度熊本市国民健康保険特定健康診査（集団健診）業務委託」も受託できること。
- (8) 熊本県後期高齢者医療広域連合が定める基本的な健診の検査項目、医師の判断で実施する詳細な健診の検査項目（心電図検査・眼底検査）及び追加健診の検査項目（ヘモグロビンA1c・血清クレアチニン・血清尿酸・貧血検査・尿潜血）について全て実施できる態勢であること。

4 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成25年3月1日（金）から平成25年3月15日（金）まで、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

- ・ 担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。
- ・ 熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(1) 申請書等の提出方法等

本件参加希望者は、参加申請書及び参加資格審査調書並びに見積書等必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、市長の確認を受けなければならない。

提出方法については、次によるものとする。

ア 提出方法及び提出書類

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

- (ア) 業務委託参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 業務委託参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 見積書（様式第3号）

イ 提出期限

平成25年3月15日（金）午後5時まで

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

2の担当部局

オ 留意事項

申請書等については、提出日時点において記載すること。

(2) 業務委託先決定の通知について

業務委託先決定については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託先として資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託先の資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格のない旨を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以

内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成25年3月1日（金）から平成25年3月8日（金）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-324-0004

電子メール kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成25年3月11日（月）間までに開始し、平成25年3月15日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

7 業務委託先決定方法

仕様書に示している平成25年度後期高齢者医療健康診査（集団健診）の基準単価以下で申請者が価格設定を行い、見積書に記載し提出する。

業務委託参加資格の確認及び見積書の提示額が基準単価以下であれば、委託先として決定する。

【平成25年度後期高齢者医療健康診査（集団健診）基準単価】

- ・ 基本的な健診の項目 7,000円（全員実施）
- ・ 追加健診の項目 350円（全員実施）
- ・ 詳細な健診の項目（医師の判断により実施）
- ・ 心電図検査1,500円 ・ 眼底検査720円

8 その他の留意事項

- (1) 当事業は、熊本市市議会平成25年第1回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。

- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 熊本市契約事務取扱規則第22号の定めるところにより、受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時まで納付すること。ただし、同規則第22号第2項第1号から第8号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (4) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

公告第192号

平成25年3月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区保田窪本町549番1の一部、550番1の一部、550番4の一部、567番の一部、568番2の一部、569番の一部、570番3の一部、571番2の一部、571番3の一部

1,605.78平方メートル(2工区)

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区保田窪本町10番地112

医療法人 社団鶴友会

理事長 鶴田 克明

公告第 193 号

平成 25 年 3 月 1 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区佐土原一丁目3622番4、3625番1の一部、3625番4

1,033.55平方メートル(1工区)

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区健軍二丁目18番26号

熊本入大株式会社

代表取締役 春野 涼記

公告第 194 号

平成 25 年 3 月 1 日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
10・40	春日橋右岸緑地	熊本市西区春日二丁目761番3地先ほか

2 供用開始の期日

平成25年3月1日

公告第 198 号

平成 25 年 3 月 4 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西七丁目 2717 番 3
224.74 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区上水前寺二丁目 7 番 25 号 みどり荘 1 号室
山室 大輔
山室 唯

公 告 第 1 9 9 号

平成 25 年 3 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3400 番 23
240.73 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区山ノ神二丁目 1 番 75 号 リーベンハイム 304 号室
永淵 弘

公 告 第 2 0 4 号

平成 25 年 3 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区域南町下宮地字萱木 918 番 1、字能無 1257 番 6
1,522.12 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
八代市古城町 2914 番地の 1
アニス 株式会社
代表取締役 福岡 京子

公 告 第 2 0 7 号

平成 25 年 3 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口二丁目 947 番 3
220.97 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県宇城市松橋町久具 301 番地 2
長田 大祐

公 告 第 2 0 8 号

平成 25 年 3 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区楠野町字裏畑 1121 番 1、1122 番 1
1, 301.88 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区楠野町 1137 番地
平山 泰幸

公告第 209 号

平成 25 年 3 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山四丁目 1285 番の一部
1689.63 平方メートル（1 工区）
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町 4 番 32 号
有限会社 クリエイト
代表取締役 原本 栄興

公告第 210 号

平成 25 年 3 月 8 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 24 年度熊本市農用地利用集積計画第 11 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第 218 号

平成 25 年 3 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区鶴羽田三丁目 862 番、863 番 1、863 番 2
1, 755.13 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区九品寺三丁目 15 番 4 号
株式会社 コスギ不動産
代表取締役 小杉 康之

公告第 219 号

平成 25 年 3 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町轟字牛ヶ迫 2703 番、2704 番、2705 番、2706 番
4, 892.45 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町投刀塚 15 番地
株式会社 中山商店
代表取締役 中山 隆幸

公告第 220 号

平成 25 年 3 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口二丁目 274 番 4
221.78 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区島町三丁目 12 番 1 号 コーポカネトモ
高本 幸治

公告第 221 号

平成 25 年 3 月 13 日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法第 106 条第 2 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 換価財産
 - (1) 売却区分 1 号
 - ア 不動産の表示
 - (土地の表示)
 - 所在 久留米市朝妻町
 - 地番 1446 番 14
 - 地目 宅地
 - 地積 165.68㎡
 - (土地の表示)
 - 所在 久留米市朝妻町
 - 地番 1446 番 15
 - 地目 宅地
 - 地積 74.19㎡
 - 内、持分 8 分の 2
 - イ 最高価申込価額 4,800,000 円
 - ウ 最高価申込者氏名又は名称 三谷 英樹
 - エ 最高価申込者の決定年月日 平成 25 年 3 月 12 日 (火)

オ 売却決定日時及び場所

日時：平成 25 年 3 月 19 日（火）午前 10 時

場所：熊本市役所財政局納税課

公告第 224 号

平成 25 年 3 月 14 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 25 年 1 月 23 日付け公告第 47 号で公告した城南農業振興地域整備計画を同法 13 条第 1 項の規定により変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

縦覧場所

熊本市南区役所城南総合出張所産業振興課

公告第 225 号

平成 25 年 3 月 15 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・636	江津二丁目南公園	熊本市東区江津二丁目 331 番 2
2・637	戸島西四丁目第三公園	熊本市東区戸島西四丁目 3544 番 6

2 供用開始の期日

平成 25 年 3 月 15 日

中 央 区

中央区告示第 3 号

平成 25 年 3 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 3 月 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

東 区

東区告示第 2 号

平成 25 年 3 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 2

92号) 第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年1月7日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 1 号

平成 25 年 3 月 12 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月5日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第13号

平成 25 年 3 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成25年3月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年3月1日
- 2 下水を排除及び処理する区域
 - (1) 中部処理区
西区上代二丁目、北区貢町及び北区和泉町の各一部
 - (2) 東部処理区
東区戸島西三丁目、東区戸島西四丁目及び東区江津二丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区中島町、西区島崎六丁目、西区島崎七丁目及び南区八分字町の各一部
 - (4) 植木処理区
北区植木町植木の一部
 - (5) 城南処理区
南区城南町島田の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目7番2号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区

東区秋津町秋田 5 3 6 番

東部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号

西部浄化センター

(4) 植木処理区

北区鶴羽田町 1 2 番 1 号

熊本北部浄化センター

(5) 城南処理区

南区城南町島田 4 3 8 番地

城南町浄化センター

上下水道局告示第 1 4 号

平成 2 5 年 3 月 5 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 4 6 9 号	熊本県人吉市下薩摩瀬町 6 4 8 番地 4 有限会社山一工務店 代表取締役 山口 良一	平成 2 5 年 2 月 2 8 日

上下水道局告示第 1 5 号

平成 2 5 年 3 月 8 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 6 9 4 号	熊本県熊本市東区长嶺南八丁目 5 番 3 号 有限会社伊吹商会 代表取締役 伊吹 清和	平成 2 5 年 3 月 5 日

上下水道局告示第 1 6 号

平成 2 5 年 3 月 1 3 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 6 8 3 号	熊本県熊本市西区池田二丁目 5 3 番 1 - 1 0 5 号 芳野工務店 代表 山内 鉄也	平成 2 5 年 3 月 7 日
		営業所移転